# せやまる市場出店基準

1. せやまる市場の概要

(1) 開催場所：瀬谷区役所　1階入口付近又は区役所内2階　展示スペース
開催日時：偶数月の第3週の火曜日（10 月を除く）

(2) 目的：瀬谷の「農」に触れる機会を増やすことで、地元産の野菜や果物などをより身近に感じていただき、「農」が区の魅力の一つであることを認知していただくことと共に、『瀬谷区でとれたものを、瀬谷区で消費すること』を体感してもらうことで地産地消の意識づけを行う。

2. 出店募集について

(1) 概要：区民の皆さまに、瀬谷の地産地消を PR していただく、販売者を公募します。
応募多数の場合は抽選とする。

(2) 対象：

ア 瀬谷区内で収穫又は生産された農畜産物の販売

イ 瀬谷区産の農畜産物等を使用している商品の販売

(3) 募集する開催日：偶数月の第3週の火曜日（10 月を除く）

(4) 応募枠数：各回　1枠　程度

(5) 出店要件：

ア 農畜産物を販売する場合は瀬谷区内で収穫や生産されているもの

イ 商品を販売する場合は横浜市内で収穫や生産されているものを使用すること

ウ 当区では机のみの貸し出しのため、それ以外の物品は出店側が準備すること

エ 商品から過度な臭いを発しないもの

オ 本イベントで実施しているシールキャンペーンに協力すること

カ 政治・宗教活動を目的とするもの、反社会勢力団体等の出店は認めない

(6) 販売可能範囲：16.2 平方メートル程度（1.8m×0.45m の机2本分）
※商品が置けるスペース
※長机2個分

(7) 応募方法：応募票を電子申請・届出システム、メール、FAX、直接持ち込みのいずれかの方法で提出

(8) 募集締切：開催日の2か月前の第2週の金曜日
（例：6月開催の場合4月の第2週の金曜日まで）

(9) 遵守事項
以下の項目を遵守できないものは、抽選の対象外とする

ア　瀬谷区内で収穫又は生産された農畜産物を販売する場合で、ご自身で収穫又は生産した農畜産物を販売する場合は、特段営業許可書又販売許可書は求めないが、他農家の農産物等の販売を行う場合は営業許可証又は販売許可証が発行されていること

イ　生産者及び生産者団体以外が農畜産物を販売する場合は、生産者の情報（生産者名、生産地等）を掲示して販売すること

ウ　農畜産物等を使用している商品の販売する場合は、営業許可証又は販売許可証が発行されていること

エ　必要に応じて、食品衛生法に基づく申請・届出を行うこと

オ　本イベントに持ち込んだ物品等が破損した場合は当区では一切責任を負わない

カ　当区から貸し出しした物品に損害を与えたときは、使用者がその全ての責任を負うこと

（10）留意事項

- 募集の結果、複数業者から応募があり、別月と同じ販売者の応募があった場合でも、抽選の結果を優先とする。
- 天候などの状況によりイベントを中止又は販売場所を変更する場合がある。